

首都高速道路株式会社の高速度事業許可の変更について

平成 26 年 6 月 30 日に高速道路の更新財源を確保するため、料金の徴収期間の満了の日を変更する道路整備特別措置法等が一部改正され施行されました。

その後、首都高速道路株式会社から本市に対して、高速道路事業の許可事項である、料金の徴収期間を変更することについて、同意を求める申請が平成 26 年 7 月 1 日にありましたので、その概要を報告します。

1 首都高速道路の高速度事業許可の変更について

(1) これまでの経緯

- ・ 25 年 12 月 25 日 首都高速道路の更新計画（概略）の公表
- ・ 26 年 6 月 25 日 社会資本整備審議会 国土幹線道路部会
（議題：首都高速道路の更新計画について 等）
- ・ 26 年 7 月 1 日 首都高速道路株式会社から本市に対して、高速道路事業許可を変更することについての同意申請

(2) 変更事項

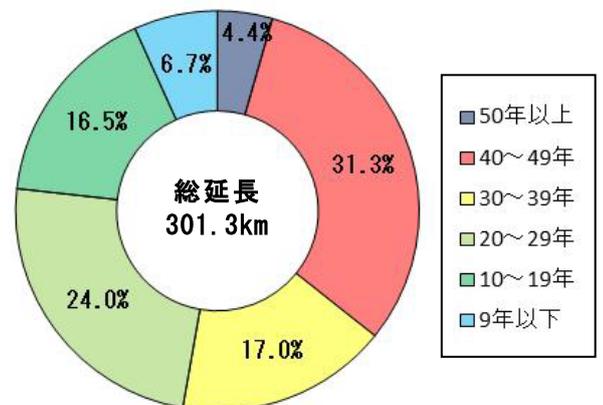
現行の事業許可において、平成 62 年までとされている料金の徴収期間を高速道路の更新財源を確保するため、平成 77 年まで延長されます。

なお、更新財源は料金徴収期間の延長のみで確保し、出資金など本市の負担はありません。

2 首都高速道路の更新計画について

(1) 首都高速道路の現状

首都高速道路の総延長は約 300km に達しており、供用から 40 年以上経過した構造物が約 3 割を占めるなど、施設の高齢化とともに、過酷な使用状況により損傷が多数発生し、重大な損傷も発見されている状況にあります。



開通からの経過年数 (H25. 12 月末時点)

(2) 首都高速道路の更新計画

【社会資本整備審議会 国土幹線道路部会(26年6月25日)資料より抜粋】

区分	路線	延長	事業費(税込) (用地費含む)
大規模更新 (橋梁の架け替え、床版の取替え等)	1号羽田線、3号渋谷線、都心環状線	8km	3,775億円
大規模修繕 (構造物全体の大規模な補修)	3号渋谷線、4号新宿線 他	55km	2,487億円
計			6,262億円

大規模修繕実施箇所

- ・ 3号渋谷線、4号新宿線他 55km
- ・ 実施箇所は、損傷状況を精査した上で選定
- ・ 上記箇所は古い基準で設計された橋梁

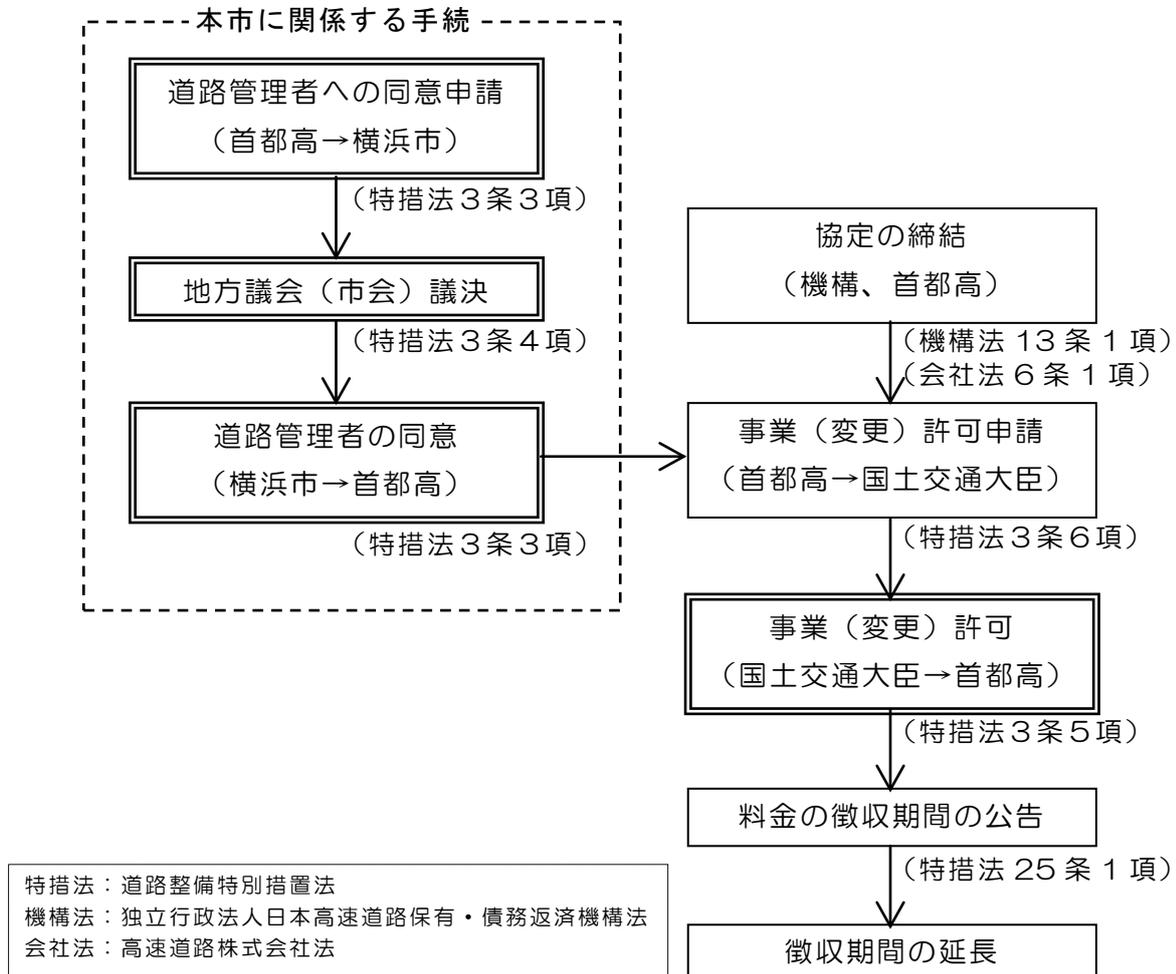
【具体的な事業箇所については、次ページを参照】

3 今後の予定について

- ・ 26年9月 同意議案を市会第3回定例会に上程

【参考】

首都高速道路の料金の徴収期間に関する許可事項の変更に関する主な手続き



首都高速道路の更新計画 事業箇所

【社会資本整備審議会 国土幹線道路部会（26年6月25日）資料より抜粋】

